

アセアン諸国に対する知財問題への働きかけ（提案）

平成 25 年 11 月 6 日

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

大熊靖夫

我が国とアセアン諸国の結び付きは古く、同諸国には我が国企業の製造拠点が数多く存在し、さらに近年は研究・開発拠点の設立も進みつつある。また、同諸国は着実な経済成長に加え、2015年の経済共同体樹立を控えて、消費市場としての更なる成長が見込まれている。

このように重要性を増すアセアン諸国においては、我が国企業が有する知的財産の適切な保護が求められるが、同諸国に蔓延する模倣品・海賊版問題に示されるとおり、十分な保護環境が整っているとは言い難い。

一方、我が国政府は、本年 6 月 7 日に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」において、我が国企業がアジアを始めとする新興国において知財権を的確に取得・活用できるよう、我が国の知財制度の更なる浸透を図るとともに、経済連携協定などを活用して、進出先において知財権を有効に活用できる環境を整備すること、中小・ベンチャー企業などの海外事業展開を支援するために、これら企業の海外での知財の権利化から権利行使までを一気通貫で支援するグローバル展開支援体制を拡充し、また、在外公館やジェトロの体制や取組の強化などにより進出先における侵害対応等の支援を一層充実させること、我が国のコンテンツに係る知財権の保護・育成のため、国内外の模倣品・海賊版対策を強化することなど、海外における模倣品・海賊版対策の強化を図ることを示した。

また、同月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」においても、海外市場獲得のための戦略的取組において、アセアン諸国などに対する知財保護強化を進めることを示した。

そこで、前述のとおり重要性を増すアセアン諸国に対しては、これら近時の閣議決定を契機として、官民一丸となり知財制度の整備に向けた働きかけを進めてはどうか。

1. 基本的な考え方

アセアン諸国に対する知財制度整備の働きかけに際しては、を次のような考え方で進めてはどうか。

(1) 我が国企業の知財権保護を主目的とする

アセアン諸国への働きかけに際しては、我が国企業が有する知財権の適切な保護の実現を主目的としてはどうか。同目的を達成するために、アセアン諸国政府などに知財制度の環境整備を働きかけてはどうか。働きかけに際しては、我が国企業の活動優位を確保できるよう、我が国の知財制度との親和性向上を図ってはどうか。なお、我が国制度との親和性を高めることで、我が国リーガルビジネスの進出展開を促し、それにより我が国企業の活動優位を広げてはどうか。

(2) 知財制度の課題に一気通貫で取り組む

我が国産業界などのアセアン諸国の知財制度に関する関心は、出願や審査などの権利化プロセスに関わるものから、営業秘密の管理、模倣品・海賊版問題、知財訴訟など幅広く多岐に渡り、それらは相互に深く関連している。そのため、知財制度に関する諸問題については、詳細は個別に議論しつつも、情報共有や相互調整を適時行い、シームレスな一気通貫した課題解決に取り組んでどうか。

(3) 我が国の官民が協働して働きかける

アセアン諸国への働きかけは、相手国の政府のみならず、産業界などに対しても行うことで、我が国知財制度の包括的な浸透を図ってはどうか。そのためには、我が国政府当局から相手国の政府当局や産業団体、代理人団体への働きかけのみならず、我が国の産業団体や代理人団体による相手国の産業団体、代理人団体との更なる主体的な交流が行われてはどうか。

(4) 「協力と要請」の理念に基づいて働きかける

アセアン諸国への働きかけにあたっては、各国の政治・経済状況の特性も踏まえた手法を検討するが、基本的には、中国の知財問題に対して講じており、一定の成果をあげてきた、「協力と要請」の理念に基づいて行ってはどうか。すなわち、法制度・運用に関して具体的な問題点を提起し改善を求めるとともに、当該問題点を改善するための協力を行い、問題解決と信頼醸成を同時に図ってはどうか。

(5) 我が国の知財戦略との整合性を図る

アセアン諸国への働きかけに際しては、我が国政府による全体的な知財戦略との整合に留意し、必要に応じた整合を図ってはどうか。具体的には、前述した「知的財産政策に関する基本方針」、同じく本年6月に策定された「知的財産政策ビジョン」、毎年策定される「知的財産推進計画」などに示された方針を確認し、必要に応じた働きかけの修整を行ってはどうか。

(6) アセアン諸国の知財戦略との整合性に留意する

アセアン諸国への働きかけに際しては、相手国の理解や協力を得るため、先方の掲げる目標との整合性に留意してはどうか。具体的には、アセアンとして掲げる、「AECブループリント」や「アセアン知的財産権行動計画 2011-2015」のほか、シンガポールの「知財ハブ・マスタープラン」、カンボジアの「知的財産権行動計画 2012-2014」など各国が掲げる諸計画に示された方針を確認し、必要に応じた働きかけの修整を行ってはどうか。

2. 今後の対応

アセアン諸国については、我が国企業が権利行使をした実績や経験も少ないため、運用面を含む課題の把握が充分でない面がある。そのため、働きかける前段階として、我が国政府及び産業界などの体制整備と、アセアン諸国の知財制度・運用の課題抽出を行ってはどうか。

そこで、上述した基本方針も踏まえ、今後の対応としては、(1) 我が国の官民連携体制の整備、(2) アセアン各国の制度・運用課題の抽出、(3) 「協力と要請」の理念に基づくアプローチのあり方の3点を中心に検討してはどうか。

(1) 我が国の官民連携体制の整備

アセアン諸国への働きかけに当たっては、官民一丸となった働きかけを進めてはどうか。そのため、官民ともにセクター内での協働体制をより深化させると共に、国内外に展開する我が国の官民組織が参集、連携してはどうか。そこで、次のとおり、アセアン諸国における海外拠点を整備するとともに、国内のアセアン諸国に関心のある我が国企業などを集約する国内拠点も整備してはどうか。

① 海外拠点の整備

海外拠点は、各国に拠点を置くという手法も考えられる。しかし、アセアン地域には多数の国が存し、また中国と異なり業種横断的な企業が特定国に進出することは想定されないため、各国に拠点を置くことは現実的でない。そのため、その拠点としては、東南アジア知財

ネットワーク（SEAIPJ）事務局が官民の関係組織から情報を収集する拠点となっており、これを強化してはどうか。

② 国内拠点の整備

国内拠点は、官民が協働する国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）がその役割の一端を果たすものと期待されるが、現状では、IIPPF アセアン WG は存在するものの、同 WG に係る幹事は不在であることから活動も限られている。そのため、幹事を置くなどして、同 WG を強化してはどうか。

③ 海外・国内拠点の連携強化

上述の SEAIPJ と IIPPF アセアン WG の活動連携を強化することで、我が国官民の国内外における活動をつなぎ合わせ、シームレスな協働を維持、発展させてはどうか。

（2）アセアン諸国の制度・運用課題の抽出

課題の抽出は官民が協力して行い、それを一元管理して関係者と共有する。しかしながら、中国の場合と異なり、エンフォースメントを実施し、その運用の課題を指摘できる我が国企業はまだ少ないため、（1）で述べた海外・国内拠点を核として、次のとおり継続的に課題を把握できるシステムを構築してはどうか。

なお、抽出した課題は、課題の重要性や特性に応じて、解決に要する大よその期間を設定してはどうか。具体的には、短期的にはより個別具体的な問題解決に直結する運用面を中心とする課題、中長期的にはより制度全般にかかわる制度整備などと整理してはどうか。

① 課題の抽出

課題抽出の初期段階として、官民それぞれが課題を抽出してはどうか。

政府当局は、知的財産政策ビジョンや知的財産推進計画などの諸方針に記された課題や、不公正貿易調査、EPA 履行状況調査などの諸調査、我が国企業や団体からの聴取などを通じて得た課題を整理してはどうか。

一方、我が国企業が抱える知財課題の抽出は、政府当局が個社に対して行う個別の聴取のみで定常的に期待できるものではないため、海外拠点の SEAIPJ、国内拠点の IIPPF のほか、日本知的財産協会（JIPA）や日本弁理士会（JPAA）などの民間団体を通じて実施してはどうか。

なお、将来的には、海外拠点と国内拠点から、定期的又は随時に課題を抽出するシステムを構築してはどうか。

② 課題の一元管理とリスト作成

官民の組織が収集した課題情報は、海外拠点である SEAIPJ 事務局において一元化し、「アセアン知財課題要請協力表」（課題リスト）として原本管理してはどうか。

そして、同リスト中の開示可能な情報を適時関係者と共有し、新たな課題の抽出や、既存の課題が解決した等の理由で削除する場合は、それを上記知的財産部に連絡、原本を更新してはどうか。

その上で、下記の（3）のアプローチに直結させてはどうか。

（3）「協力と要請」の理念に基づく働きかけ

我が国政府当局や産業団体、代理人団体が実施する協力と要請は、いずれも、我が国企業が有する知財権の適切な保護の実現を主目的としつつ、我が国企業の活動優位を確保するために、我が国の知財制度との親和性向上を図るものとしてはどうか。

なお、アセアン諸国は中国の場合と異なり、現段階においては、国内での模倣品・海賊版製造というよりは中国から流入している事例が主である。そのため、アセアン諸国の消費者保護と我が国権利者の利益保護を図ることは、ウィン・ウィンの関係となる。この点を前面に押し出しつつアプローチすることも重要である。

協力と要請のそれぞれの進め方は以下のとおりとしてはどうか。

① 協力の進め方

1) 協力事業の決定

我が国政府当局や民間団体などが実施する協力事業の内容は、要請事項との合目的性のほか、協力事業間の重複に留意してはどうか。なお、決定に当たっては、我が国の知財戦略のほか、相手国の知財戦略との整合性にも留意してはどうか。

2) 協力情報の収集・共有

SEAIPJ 事務局は、広く我が国の官民組織から協力事業の情報を収集、一元管理し、課題リストなどを通じて関係者と共有してはどうか。

3) 協力事業の紹介

協力事業は、要請の場などにおいて適宜紹介するなどして、先方との交渉時の材料などとしてはどうか。なお、協力事業の紹介に当たっては、必要に応じて、当該協力事業の実施機関と事前協議などを行うってはどうか。

② 要請の進め方

1) 政府間の場における要請活動

我が国政府とアセアン各国政府の協議の場は数多く存在する。これまでも知財を議題として挙げてきた場においては、今後は課題リストを参考にしつつ、協力事業との包括提案や、定期的なフォローアップなどのより戦略的な働きかけを進めてはどうか。一方、これまで知財が議題として挙がらなかった場においては、今後は課題リストを踏まえて、知財議題の提起可能性を改めて検討してはどうか。

2) 我が国産業界が主体となる場における要請活動

我が国産業界が主体となりアセアン各国政府と交流する場も相応に存在するが、これまでのところ知財議題が挙がっていない場が多い。この背景には、官民の知財に関する問題意識の欠如に加えて、我が国企業の現地法人に知財を担当、理解する者がいない点が挙げられる。そこで、我が国企業の現地法人には現時点では知財の所掌は未だ含まれておらず、知財マインドが醸成されていない点をふまえ、現地法人に対しては課題リストなどを示しつつ知財に関する啓発を行っていく一方、可能な限り日本（本社）の知財担当者の参画を求めてはどうか。

3) パブリック・コメントの積極的活用

ASEAN 各国における法案改正時などのパブリック・コメント（パブコメ）の募集を積極的に活用してはどうか。パブコメは、期限内に意見を提出することが求められるため、日頃から情報収集や関係者への連絡、意見のとりまとめ、提出という一連の作業を期間内に終える体制作りが必要である。具体的には、課題リストの適宜更新により、パブコメ募集時の課題収集作業や所要時間を抑え、担当者連絡表を常時作成・共有することにより、連絡不達やと

りまとめ担当者の不在に起因する機会損失を防ぐことなどが挙げられる。

③ 相手国民間団体、他国諸機関などとの協働

1) 相手国民間団体との協働

相手国政府への働きかけに当たっては、相手国民間団体などと連携することが好ましい場合も多い。そのため、我が国政府当局も相手国の産業団体や代理人団体などとの交流を図るほか、我が国の民間団体が率先して関係を構築してはどうか。具体的には、JIPA や JPAA などによる相手国への訪問団の派遣に際して、相手国の民間団体にも積極的に訪問し、相互の信頼関係を構築してはどうか。

2) 海外諸機関との協働

世界知的所有権機関などの国際機関、欧州特許庁や米国特許商標庁などの諸外国政府当局、国際商標協会などの海外民間団体も働きかけを行っている。これら海外諸機関の活動情報を収集し、協働の可能性を探る一方、アセアン諸国が持つ「親日」のメリットを損なわぬよう、我が国による働きかけへの協働の採否は事案ごとに検討してはどうか。

<参考> 課題と要請、協力の具体的内容及び要請機会のスケジュール

アセアン諸国への具体的な課題、要請、協力の内容については、別紙1「2013年度アセアン知財課題要請協力表」を参照。また、今後の要請機会のスケジュールについては、別紙2「2013年度アセアン知財工程表」を参照。

2013年度 アセアン知財課題要請協力表

期間のイメージ
 短期:1~2年
 中期:3~5年
 長期:6~10年

民間共有時は非表示 民間共有時は非表示

国名	課題(大項目)	課題(中項目)	課題(小項目)	期間	説明	ソース	備考	要請	支援	アセアン側計画の対応	コメント
アセアン (アセアン全体、 アセアン事務局)											

2013年度 アセアン知財工程表

■ 日本側主催 ■ 相手側主催 ■ 共催など
現在

国名	大項目	小項目	2013/4/1	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2014/1/1	2月	3月	未定
アセアン (アセアン全体、 アセアン事務 局)	各種会合類	日本開催 アセアン開催													
	出張・訪問類	日本訪問 アセアン訪問													
ブルネイ	各種会合類	日本開催 ブルネイ開催													
	出張・訪問類	日本訪問 ブルネイ訪問													
カンボジア	各種会合類	日本開催 カンボジア開催													
	出張・訪問類	日本訪問 カンボジア訪問													
インドネシア	各種会合類	日本開催 インドネシア開催													
	出張・訪問類	日本訪問 インドネシア訪問													
ラオス	各種会合類	日本開催 ラオス開催													
	出張・訪問類	日本訪問 ラオス訪問													
マレーシア	各種会合類	日本開催 マレーシア開催													
	出張・訪問類	日本訪問 マレーシア訪問													
ミャンマー	各種会合類	日本開催 ミャンマー開催													
	出張・訪問類	日本訪問 ミャンマー訪問													
フィリピン	各種会合類	日本開催 フィリピン開催													
	出張・訪問類	日本訪問 フィリピン訪問													
シンガポール	各種会合類	日本開催 シンガポール開催													
	出張・訪問類	日本訪問 シンガポール訪問													
タイ	各種会合類	日本開催 タイ開催													
	出張・訪問類	日本訪問 タイ訪問													
ベトナム	各種会合類	日本開催 ベトナム開催													
	出張・訪問類	日本訪問 ベトナム訪問													